

(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業 実施方針等に係る質問書に対する回答書

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	—						用語の定義	処理生成物は、「本施設から排出される焼却主灰、飛灰等の残さをいう(有価物を除く)」と記載されておりますが、要求水準書(案)第Ⅰ編の用語の定義では、「本施設から排出される焼却主灰、飛灰等の残さをいう。」と記載されております。 第Ⅱ編も含め統一のほどよろしくお願い致します。	「本施設から排出される焼却主灰、飛灰等の残さをいう(有価物を除く)」に統一します。
2	実施方針	5	第1節	14				売電収入の帰属先	売電収入の帰属先については、貴市となっておりますが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が增加した場合、運営事業者に対するインセンティブはございますでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
3	実施方針	5	第1節	15				有価物の売却収入の帰属先	本施設から排出する鉄・アルミ等の有価物として取り扱える品目は運営事業者が売却するものとし、当該有価物の売却収入は運営事業者に帰属するものとする。との記載がございますが、長期の運営期間における価格変動や要求水準書に記載ある逆有償となることも考えられるため、貴市にて契約頂けないでしょうか。	実施方針のとおりとします。また、有価物が逆有償となった場合の対応は、要求水準書(案)第Ⅱ編のとおりとします。
4	実施方針	8	第3節	3	(1)	エ		応募者の構成等	「構成員には、「本施設のプラントの設計・建設を行う者」と「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」を定めることができます。」とありますが、「運営事業者から本施設の主たる運営業務(「運転管理業務」及び「維持管理業務」)を受託する者」についても構成員と協力企業とを選択できる条件としていただけないでしょうか。 構成員を選択できる条件としていただきたい理由は、SPCは運営の特別目的会社であり、運営の主たる業務を行う企業も出資できる条件としていただきたいからです。	実施方針のとおりとします。
5	実施方針	8	第3節	3	(1)	エ		建築物等の設計・施工を行う者の運営事業者への出資	「構成員には、～略～「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」を定めることができます。協力企業には、「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」～略～を定めることができます。」とありますが、「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」の運営事業者への出資有無については、応募者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	8	第3節	3	(1)	エ		主たる運営業務の受託者の運営事業者への出資	「運営事業者から本施設の主たる運営業務(「運転管理業務」及び「維持管理業務」)を受託する者」に関して、構成員について記載なく、協力企業に定めることができるとのみ記載ありますが、これは運営事業者へ出資することを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	「運営事業者から本施設の主たる運営業務(「運転管理業務」及び「維持管理業務」)を受託する者」を、構成員として定めることはできません。なお、運営事業者となる特別目的会社へ出資する企業は、構成員とみなします。
7	実施方針	8	第3節	3	(1)	キ		応募者の入札参加資格要件	構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者についてはこの限りでない。とありますが、入札提案内容に関する情報漏洩および競争性の確保の観点から運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者についても同様に他の応募者の構成員又は協力企業となることはできないとするよう要件を変更いただけますでしょうか。	実施方針のとおりとします。
8	実施方針	8	第3節	3	(1)	キ		運営業務の一括再委託の禁止	特別目的会社(SPC)から主たる運営業務を受託した者が、運転管理業務の一部を下請けに出すことは一括再委託の禁止にあたらぬと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	8	第3節	3	(1)	キ		運営業務の一括再委託の禁止	本項後段の、「なお、運営事業者が運営業務を一括再委託することは禁止する。」との記載について、応募者を構成する「運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者」へ委託する場合は、該当しないと理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第Ⅱ編 第1章 第1節 6」に示す業務の全てを一つの企業に委託する場合は、一括再委託の禁止に抵触します。「運転管理業務」及び「維持管理業務」の2業務など、一部の業務を委託する場合は、該当しません。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
10	実施方針	8	第3節	3	(1)			応募者の構成等	<p>構成員又は協力企業が他の応募者の構成員と協力企業となることができない一方で、「ただし運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を受託する者については、この限りでない。」とあります。</p> <p>運営の主たる業務は、応募者が行う技術提案内容および提案事業費に大きな影響を与える要素の1つです。主たる運営業務を行う企業が他の応募者と重複してコンソーシアムを構成する場合、技術提案におけるメーカー各社の技術情報漏洩(例：本工場における配置計画、フロー計画等の基幹情報、メーカー独自の処理システムやそれに基づく必要運転員数・班数等の管理体制およびそれに係る費用、メンテナンスに配慮した施設設計ノウハウ、等)の恐れもあり、公平な競争が難しくなると考えます。</p> <p>上記のような理由から、本例外条件を削除いただけませんか。全国と同種DBO入札案件でも運営に関してこのような例は無いと認識しています。</p>	No. 7を参照してください。	
11	実施方針	8	第3節	3	(1)			応募者の構成等	<p>主たる運営業務を担当する企業が複数の応募グループの構成員に入ることは入札の公平性の観点から問題があるため、主たる運営業務を担当する企業についても、他の応募者の構成員と協力企業となることができないこととし、仮に当該企業が落札出来なかったグループ側にのみ属していた場合は、契約後に落札者グループから主たる運営業務を受託することが可能な方式としていただけませんか。</p>	実施方針のとおりとします。	
12	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(イ)	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件の評価点	<p>a～eの全ての要件を満たさない「構成員又は協力企業」について「本市企業のみで構成された場合」と、「本市企業と本市外企業で構成された場合」では、評価点に違いはあるのか。</p>	実施方針における入札参加資格要件において、差はありません。なお、総合評価一般競争入札における評価については、特に本市企業を積極的に選定する場合において加点評価することを検討しています。詳細については、入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。	
13	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(イ)	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	<p>「また、構成員又は協力企業として本市企業を1者以上含むこと」、「少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと」とあるが、全ての要件を満たさない構成員又は協力企業は、本市外企業も参加可能なのか。</p>	「構成員又は協力企業として本市企業を1者以上含む」及び「少なくとも1者が次の要件を全て満たす」を満足している場合、全ての要件を満たさない本市外企業も構成員又は協力企業として参加可能です。	
14	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(ウ)	運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を受託する者の要件	<p>運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を受託する者は、協力企業とすることとなっていますが、運営事業者から構成員（代表企業を含む）に、主たる運営業務を委託することは可能であり、a, bの要件を全て満たす者が構成員（代表企業を含む）とすることも可能であるものと理解いたします。</p>	運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を一次下請けとして受託する者は、協力企業とします。ただし、代表企業については、この限りではありません。また、運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を受託した協力企業から、構成員が下請けとして受託することは妨げません。	
15	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(ウ)	運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	<p>「運営事業者から本施設の主たる運営業務（「運転管理業務」及び「維持管理業務」）を受託する者は、協力企業とすること」とありますが、構成員（代表企業）であるプラントメーカーが運営事業者から主たる運営業務を受託する場合はこの限りではないとの認識でよろしいでしょうか。代表企業は本事業の建設・運営全般に関わり、運営の主たる業務においてもSPCから直接受託する業務があります。協力企業に限定すると構成員である代表企業が受託できなくなり、運営業務遂行上支障があるため質問いたしました。</p>	No. 14を参照してください。	
16	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(ウ)	運営事業者の要件	<p>運営事業者の条件について、運営事業者または運営事業者が直接発注する主たる業務を行う構成員には、品質確保等の観点から同等規模の焼却施設やマテリアル推進施設の運営実績の実績要件が求められるケースが多いと認識しておりますが、本実施方針には「運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者の要件」についての記載はある一方で、運営事業者の構成員の要件について記載がございませんので明記いただけますでしょうか。</p>	実施方針のとおりとします。	
17	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(ウ)	a	<p>運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者の要件</p>	<p>(a) と (b) の受注実績については運転管理業務と維持管理業務でそれぞれ異なる案件であっても、実績としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。ただし、運転管理業務としての実績は、1つの施設で(a)及び(b)の両方を満たしてください。また、維持管理業務としての実績は、1つの施設で(a)及び(b)の両方を満たしてください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
18	実施方針	11	第3節	3	(2)	イ	(ウ)	a	運営事業者から本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	維持管理業務の実績としてお認め頂ける要件についてご回示をお願い致します。	要求水準書(案)第Ⅱ編 第5章 第4節 保守管理 及び同章第5節 保全に準じる業務とします。
19	実施方針	14	第3節	5	(2)				運営事業者の所在地	特別目的会社について「落札者決定後、落札者は、特別目的会社を仮契約締結までに設立しなければならない。」とあり、さらに「ア 運営事業者の所在地は浦添市内とすること。」とあります。運営事業者の所在地として、建設時には現場事務所を、運営業務開始後には本施設内運営事業者事務所を設定させていただくことは可能でしょうか。	運営事業者の所在地として、建設時には現場事務所を、運営業務開始後には本施設内運営事業者事務所を設定することについては、浦添市公有財産規則及び浦添市行政財産使用料徴収条例に基づく目的外使用許可申請の手続き等を経て、本市が許可した場合は可能です。
20	実施方針	14	第3節	5	(2)	ア			特別目的会社の本店所在地	運営事業者の登記上の本店所在地について、本施設竣工後は本施設内としてよろしいでしょうか。	No. 19を参照してください。
21	実施方針	14	第3節	5	(2)	オ			現場総括責任者	「本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者を運営開始後2年間以上配置できること。」とあります。これは、要求水準書(案)第Ⅱ編運営業務編11頁、第2章第2節1)の記載事項と若干内容が異なると理解しますが、貴市のお考えをご教示願います。	廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者の配置に関する考え方は以下のとおりです。 ・運営開始後2年目まで：特別目的会社の人員のみ配置可能。 ・運営開始後3年目以降：法令を遵守する範囲内であれば、運営事業者が業務委託する企業の人員でも配置可能（特別目的会社の人員に限らない）。
22	実施方針	15	第4節	4					地元企業の活用	「下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、1市2村のいずれかに営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること」とございますが、貴市が応募者からの技術提案において地元発注金額を評価される場合は、1市2村に営業所がある企業は地元発注額には含まず、地元企業（1市2村のいずれかに本社又は本店を有する企業）への発注額を評価されるものとの理解でよろしいでしょうか。また、資機材の調達、納品等においても同様の理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
23	実施方針	15	第4節	4					地元雇用や地元企業の活用	下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、1市2村のいずれかに営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。との記載がございますが地元企業の定義については入札公告時に具体的に明示されると考えてよろしいでしょうか。（対象範囲、優先順位等）	地元企業は、用語の定義のとおり、1市2村のいずれかに本社又は本店を有する企業をいいます。優先順位については、入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
24	実施方針	17	第9節	1					議会の議決	「予め議会の議決を経るものとする」とあるが、議会承認はいつ頃を予定しているか。	令和7年4月臨時会へ上程予定です。
25	実施方針	20							実施方針添付資料3 契約スキーム(例)	浦添市から請ける「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」の代表構成員以外の構成員は本市企業のみと考えてよろしいか。	入札参加資格要件は、「実施方針 第3節3(2)イ(イ)」のとおりです。構成員又は協力企業として本市企業を1者以上含むことの規定はございますが、本市企業のみ制限はございません。
26	実施方針	20							実施方針添付資料3 契約スキーム(例)	建設事業者の範囲（水色着色部）は、本施設のプラントの設計・建設を行う者【代表企業】及び本施設の建築物等の設計・建設を行う者【構成員又は協力企業】の両方が該当していると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の図は、契約スキームの一例です。応募者内の企業グループの構成によっては、ご理解のとおりとなります。
27	実施方針	21							実施方針添付資料4 役割分担概念図	役割分担概念図によると、保管までが事業者の範囲となり、運搬は貴市の分担となっておりますが、運搬を前提とした保管容器類は貴市にてご準備いただいただけと理解してよろしいでしょうか。	保管容器は、原則として事業者が必要な分を適切に準備してください（焼却主灰及び飛灰を保管するためのフレキシブルコンテナバック含む）。ただし、草木を保管するためのコンテナや飛灰を貯留したコンテナバックを保管するためのコンテナは、本市が準備しません。
28	実施方針	21							実施方針添付資料4 役割分担概念図	本図の運営事業者の業務範囲に記載ある有害ごみ・危険ごみ・小型家電・有価物は保管・積込・計量が対象となっており、運搬・再生利用は貴市となっております。一方、要求水準書(案)第Ⅱ編P18第12節の有価物に関しては適正に管理、保管し、民間業者に引き渡すこと。なお、有価物を引き渡す民間業者については、運営事業者が選定し、契約すること。と記載されております。有価物は本図に示すように、保管・積込・計量が運営事業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、有価物は保管・積込・計量が運営事業者の所掌です。
29	実施方針	23							実施方針添付資料5 リスク分担(案) ごみ量変動リスク	各年度における計画年間ごみ処理量から逸脱するごみの処理によるものリスク分担で事業者に△の記載がございますが、分担するリスクは何を指しているが具体的に明示頂けますでしょうか。	計画年間ごみ処理量から逸脱した場合でも、本施設の処理能力の範囲内で処理を行うことを指しています。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
30	実施方針	23						実施方針添付資料5 リスク 分担(案) 物価変動リスク	物価変動リスクに関しては入札公告の際に物価変動をはかるための指数が提示されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針	23						実施方針添付資料5 リスク 分担(案) 処理生成物運搬リスク 処理生成物処分リスク	リサイクル認定業者へ引き渡す小型家電、有害・危険ごみについても処理生成物と同様のリスク分担と理解してよろしいでしょうか。	小型家電及びリチウムイオン電池は、運営事業者が資源化先等へ引き渡すことから、原則として事業者のリスクとします。ただし、それぞれ資源化先等へ引き渡すことが困難な場合は、要求水準書第Ⅱ編のとおりとします。
32	要求水準書(案) 第Ⅰ編	3	第1章 第1節	6	1)	(15)		貴市リサイクルプラザへの 自営線電力供給について	左記事項の検討にあたり、以下の事項についてご教示ください。 ①自営線を介し新クリーンセンターから電力供給を行うにあたり、リサイクルプラザも含めた契約電力量に対する料金負担は清算対象という理解でよろしいでしょうか。 ②買電によってリサイクルプラザへ電力供給を行った場合の電力量料金は、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。 ③自営線電力供給に起因し、既存受電設備を含むリサイクルプラザ側の設備で生じる必要な改造は貴市所掌の理解でよろしいでしょうか。	①事業者負担とします。 ②ご理解のとおりです。ただし、運営事業者の責により買電が生じた場合の費用は事業者負担とします。 ③既存受電設備を含むリサイクルプラザ側の設備で生じる必要な改造は、本事業における事業者の所掌とします。
33	要求水準書(案) 第Ⅰ編	3	第1章 第1節	6	1)	(15)		貴市リサイクルプラザへの 自営線電力供給について	「・・・隣接する浦添市リサイクルプラザに自営線によりリサイクルプラザのキュービクルに給電すること。」と記載がございますが、自営線により貴市リサイクルプラザのキュービクルに自営線敷設・接続後、不要になると推測いたします設備(電柱、PAS、VCT等)の撤去等については、貴市にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
34	要求水準書(案) 第Ⅰ編	4	第1章 第1節	6	4)			地質調査	「本市において地質調査は実施済みであるが、これらはあくまでも参考資料とし、建設事業者において、追加調査が必要と判断する場合は、建設事業者の負担において調査を行うこと」とありますが、貴市のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は工期、費用の変更含め対応方法を協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案) 第Ⅰ編	4	第1章 第1節	6	4)	(2)		施設建設に際しての地質的 留意点	『添付資料6_磁気探査報告書』から、建設用地内に不発弾は存在しないものと考え、事業者による追加調査は不要という理解でよろしいでしょうか。また、磁気探査報告書の調査点は『添付資料5_土壌調査報告書』P1内の「図-1調査位置図」に記載の調査点という理解でよろしいでしょうか。	磁気探査報告書の調査点は、ご理解のとおりです。本市が実施した磁気探査は、敷地内全てを網羅できているわけではないことから、杭基礎の位置等含め事業者の責任と負担にて追加調査を行ってください。ただし、磁気探査報告書に示された調査地点については追加調査不要とします。
36	要求水準書(案) 第Ⅰ編	6	第1章 第1節	7	6)	(2)		運営期間における施設出入 口	既存施設敷地内を通過する車両動線について、想定される利用目的をご教示ください。全体配置図の計画にあたり、特に確認させていただきたい内容は以下の通りです。 ①既存敷地側からの搬入路は、年末年始等ごみ搬入車両台数が増加する限られた期間のみ一時的に利用するという理解でよろしいでしょうか。 ②敷地内における搬入車両の交錯を避け、安全な車両動線を計画することを目的に、既存敷地側からの搬入を行う期間は敷地北西部側からの搬入は行わない前提とした計画は可能でしょうか。 ③要求水準書添付資料18にて既存敷地側の接続位置をお示しいただいておりますが、接続位置を更に北側に移動させるなどの提案は可能でしょうか。	①卸売市場の繁忙時や本施設への搬入車両台数が増える年末の時期など、本施設西側道路の渋滞が発生するような状況となった場合に利用予定です。 ②既存施設東側の道路が渋滞しないように対策することを前提として、ご提案を認めます。 ③リサイクルプラザの園路となっていることから、リサイクルプラザへの搬入出車両及び見学者に影響を及ぼさないようすることを前提として、ご提案を認めます。
37	要求水準書(案) 第Ⅰ編	6	第1章 第1節	7	6)	(2)		運営期間における施設出入 口	来場者用車両、大型バスとごみ搬入車の動線を分離し、安全な車両動線を計画することを目的に来場者用車両、大型バスの専用出入口を西側敷地境界線上に追加で設けることをお認めいただけないでしょうか。	敷地入口から計量器までの距離を長くとり、敷地外での搬入車両の渋滞を防ぐという目的が達成されることを前提として、ご提案を認めます。
38	要求水準書(案) 第Ⅰ編	6	第1章 第1節	7	7)	(1)		電力	「引込工事、工事中電源及び系統連系に係る工事負担金については 建設事業者の負担とする。」とありますが、系統連系に係る工事負担金については、公告時にご提示いただくと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
39	要求水準書(案) 第Ⅰ編	6	第1章 第1節	7	7)	(1)		自営線の設置について	自営線の設置様態(架空、埋設等)について、特にご指定が無ければ事業者で提案とさせていただきますと理解してよろしいでしょうか。	原則として埋設とします。
40	要求水準書(案) 第Ⅰ編	6	第1章 第1節	7	7)	(1)		電力	引込工事、工事中電源及び系統連系に係る工事負担金については建設事業者の負担とする、とありますが、事業者側では見積ができませんので、入札公告時に事業者が織り込むべき金額を提示頂きますようお願い申し上げます。	No. 38を参照してください。
41	要求水準書(案) 第Ⅰ編	7	第1章 第1節	7	7)	(3)		生活排水	生活排水の処理方法をプラント排水同様に「下水道排除基準まで適正処理」とする一方で、要求水準書(案) P115 図2-2では下水道へ直接放流としています。P115の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案) 第Ⅰ編図2-2は参考であり、一例を示すものです。ただし、生活排水については、トイレ、シャワー、洗面所等からの排水など、下水道排除基準以下であることが明らかである場合、下水道へ直接放流することを可とします。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
42	要求水準書(案)第I編	7	第1章第1節	7	7)	(3)	排水	プラントからの排水を公共下水道に接続する場合、浦添市ではなく那覇市の下水道料金になりますでしょうか。	事業実施区域は那覇市と浦添市の下水道協定区域であるため、那覇市下水道条例及び同条例施行規程が適用されます。
43	要求水準書(案)第I編	7	第1章第1節	7	8)	(1)	液状化対策の実施範囲	建築物及び構造物の設置区域とは、建築物及び構造物の基礎の影響範囲とし、構内道路等の外構部は範囲外という解釈で宜しいでしょうか。	ごみ処理に影響のある建築物及び構造物の基礎の影響範囲並びに構内道路等を対象とします。一方で、ごみ処理に影響の少ないフェンス、緑地などの外構は対象外とします。
44	要求水準書(案)第I編	7	第1章第1節	8	7)	(3)	生活排水	「生活排水は適正処理を行った後、下水道放流とする」とありますが、建設工事期間中の現場事務所から発生する生活排水も同様に下水道放流できるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 41を参照してください。
45	要求水準書(案)第I編	8	第1章第1節	9	2)	(1)(2)	浸水高さ基準	高潮浸水2.0m、津波浸水5.0mとのご指定ですが、浸水の基準となる現況地盤高さは要求水準書添付資料08_用地測量成果より敷地内の最も低い地点である標高+2.69mと考えてよろしいでしょうか。	浸水の基準となる現況地盤高さは、要求水準書(案)第I編第1節9)基本方針より、標高+3.0mと想定してください。
46	要求水準書(案)第I編	8	第1章第1節	9	3)	(1)	津波・高潮等の浸水対策	灰ピット隔壁とは、灰を貯留するピットの外周平面である4辺の壁、という理解で宜しいでしょうか。ピットの内側に仕切り壁を設ける場合もありますが、その仕切り壁には適用されない、と理解しております。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書(案)第I編	10	第1章第2節	1	2)	(1)	計画ごみ処理量	ごみ搬入量の実績データ(月ごと、週ごと、日ごと)をご教示ください。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
48	要求水準書(案)第I編	13	第1章第2節	3	2)	(1)	計画ごみ質	表1-10の注記として「※焼却残さ等に関する検討を行う場合は、基準ごみ時において焼却処理量の10%が残さとして発生するものとする。」とありますが、灰関連設備・機器の容量については、当基準にて設定すると過剰な設備になると考えられるため、各ごみ質の灰分から必要最大容量を事業者にて決定、提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
49	要求水準書(案)第I編	14	第1章第2節	4	1)		搬入出車両	配置計画のため搬入、搬出車両の車両データ(車両寸法や最小回転半径)についてご提供いただけないでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
50	要求水準書(案)第I編	14	第1章第2節	4	1)	(2)	ごみの搬入出	表1-14に想定搬入台数をご提示いただいています。円滑な搬入・誘導計画のため、表1-13に示されている、搬入されるごみの車種ごとの搬入台数想定値がございましたら、ご教示ください。	ご提示できる資料はありません。
51	要求水準書(案)第I編	14	第1章第2節	4	1)	(2)	ごみの搬入出	表1-14の注記にて、「※ピーク時の直接搬入台数の合計は56台/日と想定している。」と記載がありますが、直接搬入車両だけでなく、収集車両のピーク台数についても想定がございましたら、ご教示ください。	既存施設では、直接搬入車両の受付を行っていないため、収集車両のピーク台数については、要求水準書(案)第I編表1-15を参考に想定してください。
52	要求水準書(案)第I編	14	第1章第2節	4	1)	(2)	ピーク時のごみ搬入量	ピーク時の1時間ごとの搬入車両台数、ごみ搬入量の変動についてご教示ください。	収集車両の搬入車両台数については、要求水準書(案)第I編表1-15を参考にしてください。直接搬入車両の搬入車両台数については、既存施設で受付を行っていないことから、ご提示できる資料はありません。また、ごみ搬入量の変動についても、ご提示できる資料はございません。
53	要求水準書(案)第I編	15	第1章第2節	4	1)	(4)	表1-16搬出車両の車種および積載荷重	破碎鉄、破碎アルミの搬出車両の仕様について、ご教示ください。	運営事業者が有価物を引き渡す民間業者を選定することから、応募者にて想定願います。
54	要求水準書(案)第I編	15	第1章第2節	4	1)	(4)	草木ヤード	草木搬出車両であるアーム式脱着ボディ車の車両寸法等のデータがございましたらご提示ください。また、建屋有効高さを検討するため搬出作業時の最大高さをご教示ください。	ご提示できる資料はありません。
55	要求水準書(案)第I編	15	第1章第2節	4	2)		搬入形態	小型家電は原則として燃えないごみとして収集しているのご記載ですが、運営業務要求水準では、リサイクル認定事業者への引渡しを原則とされておりますので、小型家電の分別収集をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
56	要求水準書(案)第I編	16	第1章第2節	6	1)		燃焼室出口温度について	850℃以上との記載がございましたが、化石燃料削減によるCO ₂ 排出量低減のため焼却炉の立上時、燃焼室温度を一定温度まで昇温しごみ投入を行い、その後はごみの発熱量(自然)も利用して速やかに燃焼室出口温度を850℃以上とする方針でもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
57	要求水準書(案)第I編	16	第1章第2節	6	(3)		煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度	30ppm以下(0212%換算値の4時間平均値)とする。なお、100ppmを超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させないよう安定燃焼をはかること。との記載がございましたが、P30表の1-27では100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを発生させないとの記載となっております。「100ppmを超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させない」に統一頂きたくよろしくお願ひ致します。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
58	要求水準書(案)第I編	24	第1章第4節	1	3)		材料及び機器	建設事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し安定稼働した実績があることを条件に、海外メーカーの使用を認めていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
59	要求水準書(案)第I編	24	第1章第4節	1	4)	(3)		熱処理などを行う機器及び特殊材料等	建設事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し安定稼動した実績があることを条件に、熱処理等を行う機器及び特殊材料等についても海外品の使用を認めていただけないでしょうか。	No. 58を参照してください。
60	要求水準書(案)第I編	24	第1章第4節	1	4)	(3)		規格	熱処理等を行う機器及び特殊材料等については、原則として国内品を使用すること、とありますが、熱処理を伴うボイラ耐圧部や装置の鉄鋼部品（回転軸等）について、実績のある海外業者が海外規格材料を使用することをお認め頂けないでしょうか。	No. 58を参照してください。
61	要求水準書(案)第I編	24	第1章第4節	1	4)	(5)		お立会い検査について	「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで、海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
62	要求水準書(案)第I編	26	第1章第5節	3	3)			試運転及び運転指導に係る経費	「有価物の売却については、本市で行い収益は本市に帰属する」とありますが、実施方針P5の15有価物の売却収入の帰属先では、「有価物として取り扱える品目は運営事業者が売却するものとし、当該有価物の売却収入は運営事業者に帰属するものとする」となっています。試運転時と運営開始で所掌を変更することは不自然と考えますので、統一を御願い致します。	要求水準書（案）のとおりとします。
63	要求水準書(案)第I編	34	第1章第6節	表1-28	4			引渡性能試験方法（マテリアルリサイクル推進施設）	粉じんの保証値について、2mg/m3N以下となっていますが、集じん出口または排気口の数値としては、一般的には10～100mg/m3N（0.01～0.1g/m3N）以下とされている事例が多く、誤記ではないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
64	要求水準書(案)第I編	44	第1章第10節	2	5)	(9)		家屋調査	建設予定地周辺の家屋調査対象のエリア・範囲についてご教示ください。	事業実施区域に接する敷地、道路及び周囲工作物などを調査対象範囲とし、本市と受注者で協議の上、決定します。
65	要求水準書(案)第I編	45	第1章第10節	2	5)	(10)	⑦	仮設工事	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設けること。」とありますが、設置する会議室は貴市の利用を優先する前提で建設事業者との兼用が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案)第I編	46	第1章第10節	2	5)	(14)	③	赤土流出防止対策の具体的内容	「～だけでなく、地域及び自然特性を考慮する」とありますが、具体的な内容をご教示いただけないでしょうか。	雨水の量や台風時等の海からの高潮等の影響等を考慮した濁水量の軽減対策、対象事業実施区域内の裸地で発生した濁水中の浮遊物質量の低減対策などを想定しています。
67	要求水準書(案)第I編	55	第2章第2節	7	5)			地震計について	「地震計（記録可能であること）を設置すること。」と記載がございますが、「制御装置（中央制御室に設置するオペレーターズコンソール）」にて、警報履歴として記録されるという理解でよろしいでしょうか。	警報出力とDC出力（DC4～20mA）が可能な装置にするとともに、加速度を連続測定し、記録するシステムとしてください。
68	要求水準書(案)第I編	58	第2章第3節	1	5)	(1)		計量徴収料金の貴市の指定金融機関への引き渡し方法について	貴市への徴収料金引き渡し方法について、定期的に貴市ご指定の口座に振込むものと理解してよろしいでしょうか。	現時点での回答は差し控えます。
69	要求水準書(案)第I編	58	第2章第3節	1	5)	(1)		計量徴収料金の貴市の指定金融機関への引き渡し頻度について	指定金融機関への引き渡しにかかる作業量を検討するために、引渡し頻度について想定がございましたらご教示ください。	現時点での回答は差し控えます。
70	要求水準書(案)第I編	59	第2章第3節	2				小型ごみ計量器	一般持込ごみの混載への対応を目的として、プラットフォーム内に小型ごみ計量器の設置が求められています。要求水準書(案)第I編の14ページに直接搬入車両の想定台数が記載されていますが、小型ごみ計量器を用いた計量の対象となる、混載でごみを持込む直接搬入車両の台数について、想定がございましたらご教示ください。	想定はございません。応募者の経験を踏まえ、ご提案願います。
71	要求水準書(案)第I編	60	第2章第3節	3	3)	(1)		プラットフォーム	プラットフォームの有効幅は投入扉の車止めから対面の壁面と理解してよろしいでしょうか。	プラットフォームの有効幅は投入扉の車止めから柱型部分です。
72	要求水準書(案)第I編	60	第2章第3節	3	3)	(1)		プラットフォーム	幅員は有効20m以上で、安全を確保できる範囲であれば事業者提案も可、とあります。「安全を確保できる範囲」の条件は実績に基づいて事業者が提案して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、安全を確保できることを本市へ提示するとともに、本市が承諾した場合にご提案を認めます。
73	要求水準書(案)第I編	60	第2章第3節	3	4)			プラットフォーム	通行方式は一方通行式となっていますが、〔 〕書きとなっていますので、合理性があれば、Uターン式を提案しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案)第I編	62	第2章第3節	5	1)			ダンピングボックス	傾斜投入式のダンピングボックスを採用する場合、ダンピングボックスの本体底部でピット内臭気が漏れないようにシールできる構造のため、ダンピングボックス用シャッターを無くすることが可能となります。そのため、傾斜投入式を採用する場合は、ダンピングボックス用シャッターを設置しないことをお認めいただけないでしょうか。	ご提案は認められません。
75	要求水準書(案)第I編	62	第2章第3節	5	1)			ダンピングボックス	型式が、傾斜投入式及び傾斜可動式となっていますが、傾斜可動式とは、ごみ処理施設整備の計画・設計要領に記載されている「傾胴型」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
76	要求水準書(案)第I編	62	第2章第3節	5	2)				ごみ投入扉	数量がダンピングボックスを除いて5門以上との指定ですが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領では、150～200t/d規模の扉基数は4門となっておりますので、ダンピングボックスを含めて5門以上、に変更して頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
77	要求水準書(案)第I編	62	第2章第3節	5	5)	(5)			ごみ投入扉及びダンピングボックス	車両感知はループコイル数及び光電管式の2重感知とありますが、弊社実績多数のループコイル2重化による2重感知を認めていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
78	要求水準書(案)第I編	63	第2章第3節	6	3)	(1)			ごみピット	タービンの定期点検時などの全休炉時にも貯留に支障が無いようにすることを条件にごみピット容量計算に用いるごみ比重およびごみピット容量は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
79	要求水準書(案)第I編	64	第2章第3節	6	5)	(8)			ごみピット	「ごみピット周りの躯体は、ごみクレーン受梁レベルまでは原則としてRC造又はSRC造とすること。」とありますが、事業者にてS造での建設実績もあることから、防臭及び必要な強度・剛性を確保することを条件に構造は事業者提案によるとしてよろしいでしょうか。(※P189にも同様の表現があります)	要求水準書(案)のとおりとします。
80	要求水準書(案)第I編	64	第2章第3節	7	3)	(6)			ごみクレーン	稼働率算出用のごみの単位体積重量について、「ただし、基準ごみ時の単位体積重量としないことに合理的な理由がある場合は、本市と協議の上、決定する」とあります。ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017年改訂版)p.281において、「ごみの一般的な単位体積重量としては0.1～0.3t/m3程度」とあり、この中央値として、0.2t/m3と設定して宜しいでしょうか。	ご提案の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領で示されている単位体積重量」を参考に設定することが合理的である理由を示し、本市が認めた場合は可能です。
81	要求水準書(案)第I編	65	第2章第3節	7	5)	(12)			ごみクレーン	ごみクレーン操作室の窓及びごみピット見学者窓を清掃するため、作業性を考慮した歩廊を設置するとありますが、P173の第4章第2節2.(2)⑩ハに監視窓の洗浄を目的に、自動洗浄装置を設置することと記載されております。歩廊若しくは自動洗浄装置の設置はどちらか事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	自動洗浄装置の設置は無しとし、洗浄のための歩廊を設置に統一します。
82	要求水準書(案)第I編	66	第2章第3節	8	5)	(4)			貯留ヤード	「投入部に隣接して[1日分]程度の貯留ヤードを設けること」とありますが、可燃性粗大ごみの搬入量データがあればご教示ください。	現在は可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの区別をしていないことから、可燃性粗大ごみの搬入量データはございません。
83	要求水準書(案)第I編	66	第2章第3節	9	5)	(4)			脱臭装置	「容量は、ごみピット室(プラットホーム床面レベル以上)」と記載がありますが、2段ピットを採用する場合、貯留側ピット(ホップパステージ側ピット)の容量は、仕切壁上端よりも上方空間を対象とするものと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(案)第I編	74	第2章第5節	1	1)	(3)	⑧		ボイラー	過熱器材質について、SUS310または同等品以上とありますが、これは、ガス温度・蒸気温度の高い部位に適用されるもので、一次過熱器などガス温度・蒸気温度の低い部位については、事業者提案として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書(案)第I編	74	第2章第5節	1	1)	(3)	⑧		ボイラー	過熱器材質について、SUS310または同等品以上とありますが、(5)特記事項⑩において、「高温高压ボイラーを採用する場合、肉盛溶接を行うなど伝熱管の腐食対策を講じる」とあります。最終過熱器に肉盛溶接による腐食対策を講じた場合、管母材の材質については、事業者提案として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書(案)第I編	75	第2章第5節	1	1)	(5)	⑩		ボイラー	「高温高压ボイラーを採用する場合、肉盛溶接を行うなど伝熱管の腐食対策を講じる」とありますが、対策を講じる部位(燃焼室1パス上部、最終過熱器など)は、事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書(案)第I編	75	第2章第5節	1	3)	(5)	④		ボイラー下部ホップ・シュート	ボイラーダストは、ろ過式集じん器で捕集した焼却飛灰と同じ処理系列にて処理すること、とありますが、実績に基づいて主灰系統に排出してセメント化することをお認め頂けないでしょうか。飛灰量が減ることで資源化費用の低減が期待できます。	要求水準書(案)のとおりとします。
88	要求水準書(案)第I編	84	第2章第5節	14	1)				廃液中和槽	廃液中和槽については、RC水槽の他に、樹脂製タンクの提案を認めていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
89	要求水準書(案)第I編	97	第2章第8節	7	3)	(2)			煙道材質	煙道の主要材質について、耐硫酸露点腐食鋼のご指定がございしますが、ろ過式集じん器以降の煙道については脱塩脱硫されていることから、弊社実績多数の一般構造用圧延鋼材の採用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
90	要求水準書(案)第I編	98	第2章第8節	7	5)	(5)			煙道	継ぎ目の溶接部は弊社実績多数の外側から溶接することを認めていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
91	要求水準書(案)第I編	98	第2章第8節	8	5)	(7)			煙突	外筒頂部まで手摺り付階段を設置する、とありますが、最上部3m以内を梯子にすることを認めていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
92	要求水準書(案)第I編	98	第2章第8節	8	5)	(9)			煙突	継ぎ目の溶接部は弊社実績多数の外側から溶接することを認めていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
93	要求水準書(案)第I編	99	第2章第9節						灰出し設備	「灰や飛灰等については、災害時を考慮し、施設全体で基準ごみ2 炉定格運転時の発生量の7 日分以上の貯留量が確保出来るよう配慮のこと」とありますが、P183の表4-2では、焼却主灰が14日分+灰ピット分、飛灰は14日以上、となっていて不一致となっております。一度に運べる量が限定されることや敷地制約の観点から、過剰な保管設備を作るのではなく、適切な貯留日数をご指定頂きたく、検討のほど宜しくお願ひ申し上げます。	要求水準書(案)のとおりとします。当該箇所は、灰出し設備のみを指しており、ストックヤードは含まれません。ただし、認識に齟齬が生じる可能性がございますので、表現の変更を検討します。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。なお、一度に運べる量が限定されることは理解しておりますが、地域の特性上、台風が多く、運搬が困難となる時期がございます。また、処理生成物資源化先の受入停止期間も考慮した上で、貯留日数を設定しております。地域特性、処理生成物の運搬リスク及び資源化先の受入リスクを考慮した設定であることをご理解願ひします。
94	要求水準書(案)第I編	100	第2章第9節	3	2)				焼却主灰搬送コンベヤの数量	焼却主灰搬送コンベヤの数量については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	焼却主灰ピットまで完全2系列とします。
95	要求水準書(案)第I編	101	第2章第9節	7					焼却主灰破砕機	要求水準書(案)第I編 p.17 表1-20にてお示しいただいている焼却主灰の品質基準を順守することを条件に焼却主灰破砕機の設置の有無は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
96	要求水準書(案)第I編	103	第2章第9節	9	4)				搬出車両積み込み用ホッパ	10 t ダンプに半自動で30分以内に積み込み完了できることを条件に搬出車両積み込み用ホッパの設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
97	要求水準書(案)第I編	103	第2章第9節	9	4)				灰クレーン	付属品として、搬出車両積み込み用ホッパが指定されていますが、バケット向きと車両進行方向を工夫することで、ホッパ無しでも荷こぼれすることなく積み込みが可能となります。ホッパの要否については事業者提案とさせて頂きたく御願ひします。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
98	要求水準書(案)第I編	104	第2章第9節	10					主灰貯留・搬出設備	資源化業者への輸送方法はダンプ車であるため、フレコン貯留された焼却主灰は、ダンプ車に再積込する必要がございます。焼却主灰ピットの容量は2炉7日分とのご指定ですが、この容量を大きくすることで、フレコン貯留設備を省略することは可能でしょうか。その場合、貯留容量についてご指示を御願ひ致します。	現在設定している灰ピット7日分とストックヤード14日分を合わせた21日分の灰ピットを確保可能であれば、ご提案を認めます。また、21日分の灰ピットを確保した場合、焼却主灰のストックヤード保管は不要とします。
99	要求水準書(案)第I編	108	第2章第9節	14					飛灰搬出装置	飛灰処理設備について以下ご教示ください。 ①本設備は飛灰貯留槽から切り出された飛灰を受け入れ、直接飛灰搬出車両へ積み込むための設備との理解でよろしいでしょうか。 ②どのような状況で使用することを想定された設備であるかをご教示ください。 ③本設備では乾灰状態の未処理飛灰は取り扱わないとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。ただし、通常使用においては、飛灰を直接飛灰搬出車両へ積み込むのではなく、フレコン詰め後に飛灰搬出車両へ積み込むものです。 ②常用です。 ③ご理解のとおりです。ただし、本事業終了後においては、未処理乾灰での搬出の可能性もありえます。
100	要求水準書(案)第I編	108	第2章第9節	14					飛灰搬出設備	最大貯留容量として、[飛灰搬出車両積載容量の1.5 倍]以上の貯留バンクが指定されていますが、この搬出車両の積載容量は事業者が提案して宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。また、要求水準書(案)第I編 表 1-16に示すとおり、飛灰の搬出車両は12ft 専用コンテナとします。
101	要求水準書(案)第I編	115	第2章第12節	2	1)				排水処理方式	プラント系無機系排水は全量再利用水となっておりますが、本施設の発電量向上のため排水処理設備にて下水放流基準を満たすことを条件に、余剰水を下水道放流することをお認めいただけないでしょうか。	プラント系無機系排水は全量再利用とします。
102	要求水準書(案)第I編	117	第2章第12節	1					特別高圧ケーブル引き込み取り合い位置	「事業実施区域の東側を想定のこと」と記載がありますが、要求水準書添付資料02では、敷地西側として提示いただいております。どちらを正として計画すればよろしいでしょうか。	事業実施区域の西側が正です。
103	要求水準書(案)第I編	117	第2章第12節	1					電気設備	特別高圧ケーブル引き込み取り合い点(事業実施区域の東側を想定のこと。詳細は電力会社と協議のうえ決定する。)とありますが、添付資料02によれば、取合点は北西となっております。どちらが正しいかご教示のほどお願ひ致します。	No. 102を参照してください。
104	要求水準書(案)第I編	118	第2章第12節	2	6)	(6)			盤類の主要材質について	「盤類の主要材質は SUSとする。」とございますが、屋外に設置する盤に適用するものと理解してよろしいでしょうか。また、屋外に設置する盤について、重耐塩塗装等の対応を前提に鋼板製の盤の採用について、お認めいただけないでしょうか。	屋外設置の盤はSUSとします。
105	要求水準書(案)第I編	120	第2章第12節	4	1)	(5)	⑤		ZPCについて	電力会社等との協議の上、ZPC等機器選定を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
			第2章								
106	要求水準書(案)第I編	121	第2章第12節	4	3)	(4)	②		高圧変圧器の効率について	2014年省エネ基準をクリアしたトップランナー高圧変圧器を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	入札公告時における最新の省エネ基準をクリアしたトップランナー高圧変圧器の提案は認めます。
107	要求水準書(案)第I編	124	第2章第12節	8	2)	(5)			現場制御盤の保護等級	現場制御盤の保護等級について設置場所の環境に応じた適切な機器選定をさせていただきたく、以下ご教示ください。 ①設置場所(屋内:電気室、中央制御室以外)の保護等級について、「IP53以上」との記載がございますが、電気室、中央制御室以外の屋内設置場所の環境について、垂直より左右 60° 以内からの降雨によって有害な影響を受けない場所だと判断可能な場所については、IP51以上とすることをお認めいただけないでしょうか。 ②発電機室など粉じんが少なく水の影響がない場所はIP40以上とすることをお認めいただけないでしょうか。 ③分析計などメーカー標準品で保護等級を準拠できない場合で実績上問題ないものは、メーカーの保護等級を採用することをお認めいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
108	要求水準書(案)第I編	124	第2章第12節	8	2)	(5)			現場制御盤の保護等級	設置場所(屋外)の保護等級について、「IP56以上」との記載がございますが、盤の周囲に雨除け等を設置させていただくことにより、「垂直より左右 60° 以内からの降雨によって有害な影響を受けない」と判断可能な場合は、IP53以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
109	要求水準書(案)第I編	128	第2章第12節	10	1)	(5)	①		騒音対策	非常用発電機を非常時のみの使用する場合は、事業実施区域境界における騒音基準の対象範囲外と理解してよろしいでしょうか。	非常時のみの使用であっても、騒音基準の対象とします。
110	要求水準書(案)第I編	130	第2章第12節	10	3)	(5)	②		特記事項	母線連絡遮断器について記載がありますが、他の機能で同等の機能を確保することを前提に事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
111	要求水準書(案)第I編	136	第2章第13節	3	3)				カメラ仕様について	『※屋内に設置するカメラには防塵対策及び内部結露防止対策等を講じること』とありますが、屋内に設置のカメラについては、内部結露防止対策は除外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第I編表2-7は参考であり、一例を示すものです。提案内容が合理的であると本市が判断した場合、ご提案を認めます。
112	要求水準書(案)第I編	136	第2章第13節	3	3)				カメラ仕様について	カメラ設置場所リストの備考欄に「ワイパ付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、ワイパが不要となる、親水コーティングドーム型カメラでの提案をお認めいただけないでしょうか。	No. 111を参照してください。
113	要求水準書(案)第I編	136	第2章第13節	3	3)				カメラ仕様について	カメラ設置場所リストの備考欄に「回転雲台付」と記載がありますが、回転速度が速いドーム型カメラでの提案をお認めいただけないでしょうか。	No. 111を参照してください。
114	要求水準書(案)第I編	139	第2章第13節	6	2)	(2)			プリンタについて	2)出力機器中の、「(1)日報・月報作成用プリンタ」、及び「(2)画面ハードコピー用カラープリンタ」は機能的に兼用可能と考えますので、兼用をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。 詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
115	要求水準書(案)第I編	143	第2章第14節	6	1)				機器搬出設備	電動走行式ホイストの他に用途や設置場所に応じて、電動式チェンブロックや手動式のチェンブロックなどの事業者提案を認めていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。 詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
116	要求水準書(案)第I編	147	第2章第14節	15	1)				小動物の死骸受入貯留設備	冷凍式となっておりますが、冷蔵式でも宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
117	要求水準書(案)第I編	148	第3章第1節	2	2)				ごみ組成	表3-1に記載の混入割合に、粗大ごみ41.7%、破碎・選別残さ12.1%と記載ありますが、第1節の1に記載の処理量より算出すると、粗大ごみ6.7/16t=41.9%、破碎・選別残さ1.8/16t=11.3%となります。表3-1に記載の混入割合の意味合いを教示願います。	要求水準書(案)第I編第1章第2節1(2)①表1-4に示した計画目標年度における計画ごみ処理量より算出した値です。ただし、要求水準書(案)に示すとおり、事業者の経験に基づき設定してください。
118	要求水準書(案)第I編	149	第3章第1節	3					破碎機基数	低速せん断式破碎機及び高速回転式破碎機の処理能力が[16]t/5hとなっておりますが、p.10のマテリアルリサイクル推進施設の処理能力においては「可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの区分はなくこれらいずれも含む」とされています。 可燃性粗大ごみは、p.66「可燃粗大ごみ切断機(堅型切断式)[5]t/5h」で処理することから、燃えないごみ・不燃性粗大ごみ・破碎選別残さを処理する低速せん断式破碎機及び高速回転式破碎機の処理能力は、11t/5hとして宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
119	要求水準書(案)第I編	149	第3章第1節	5	2)				破袋・除袋基準	破袋機・除袋機の性能が指定されていますが、対象から除外される袋が想定されていること、小型家電が混入すること、破袋後に手選別すること等を踏まえ、破袋機・除袋機を設けない提案をしても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
120	要求水準書(案)第I編	150	第3章第1節	6	4)				施設の運転	エネルギー型廃棄物処理施設の発電状況に合わせて本施設の運転停止を行うとありますが、エネルギー型廃棄物処理施設が全休炉期間中はマテリアルリサイクル推進施設を休止するという理解でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設の休止期間については、応募者にて経済性等に優れたご提案を行ってください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
121	要求水準書(案)第I編	156	第3章第4節	2	4)	(2)			高速回転破砕機特記事項	高速回転破砕機の電動機容量は、実績があり負荷変動時にも安定して破砕処理可能であれば、過負荷対策を行うことを前提に200%に拘らず事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
122	要求水準書(案)第I編	156	第3章第4節	2	4)	(6)			高速回転破砕機特記事項	適切な供給フィーダを具備することとありますが、ごみ質、ごみ量などから判断し安定的に破砕可能であれば本装置の設置は事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
123	要求水準書(案)第I編	158	第3章第6節	2					粒度選別機	破砕残渣を不燃物・可燃物共に焼却施設で処理する計画の場合は、磁生物、アルミの選別基準を遵守することを条件に粒度選別機の設置有無は事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
124	要求水準書(案)第I編	161	第3章第8節	3					破砕選別残渣搬送コンベヤ	資源物を選別した後の残渣を可燃ごみピットに投入するためのもの、とありますが、可燃残渣を可燃ごみピットに送り、不燃残渣は焼却主灰と纏めて資源化業者に引き渡す方法を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
125	要求水準書(案)第I編	165	第3章第11節						電気設備	本設備はエネルギー回収型廃棄物処理施設と供用するとありますが、単独設置とした方が運用上優れている場合は、単独設置とする提案をお認めいただくことは可能でしょうか。また、その場合の仕様は、粗大ごみ処理施設において運用上問題ない範囲で仕様を変更してよろしいでしょうか。(例：動力制御盤コントロールセンター式を電磁開閉器集合盤方式とする)	単独設置のご提案は認めますが、盤の形式は要求水準書(案)のとおりとします。
126	要求水準書(案)第I編	166	第3章第12節	1	1)	(1)			計装監視機能	ストックヤードの貯留量の監視は、ITV設備による監視としてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
127	要求水準書(案)第I編	167	第3章第12節	2	3)				ITV装置	表3-4 カメラ設置場所リストの雲台欄に「電動」との記載がありますが、電動雲台より回転速度が速いドーム型カメラを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第I編 表 3-4は参考であり、一例を示すものです。提案内容が合理的であると本市が判断した場合、ご提案を認めます。
128	要求水準書(案)第I編	167	第3章第12節	3					計装用空気圧縮機	本設備はエネルギー回収型廃棄物処理施設と供用するとありますが、単独設置とした方が運用上優れている場合は、単独設置とする提案をお認めいただくことは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
129	要求水準書(案)第I編	167	第3章第12節	4	2)				オペレーターズコンソール	『オペレーターズコンソール』とは、「SCADA+PLC」による制御装置との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の仕様が満足できるシステムであれば、SCADAの必要性はありません。
130	要求水準書(案)第I編	167	第3章第12節	4	2)				オペレーターズコンソール	マテリアルリサイクル推進施設におけるデータログ機能は、オペレーターズコンソールへ統合してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す機能が満足できる場合、ご提案を認めます。
131	要求水準書(案)第I編	170	第4章第1節	1	1)	(14)			土木建築工事 工事範囲	工事範囲について「既存設備・配管切替」が含まれますが、要求水準書及び添付資料よりその必要性が判断できない切替工事についてはP44(4)「予期しない地中障害物」として取り扱うものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が必要がないことを示し、本市が必要がないことを判断した場合、予期しない地中障害物として取り扱うものとします。
132	要求水準書(案)第I編	172	第4章第2節	2	1)	(2)	②	ト	炉室換気方式	「炉室には換気モニタを効率的に設け、第2種機械換気が適切に行われるように」との記載ですが、炉室内の適正な温熱環境構築を前提に第3種あるいは第1種換気方式の採用もお認めいただけませんかでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
133	要求水準書(案)第I編	175	第4章第2節	2	1)	(3)	⑤		中央操作室	マテリアルリサイクル推進施設の中央操作室は、エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設)の中央制御室と兼用しても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
134	要求水準書(案)第I編	177	第4章第2節	2	2)	(2)	①		エントランスホール	利用人数160人に対して一度に入館・待機できる場所としては80人程度の規模で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書(案)第I編	177	第4章第2節	2	2)	(2)	①		エントランスホール	設置する地域概況図とは周辺地域を含めたイラスト略地図という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)第I編	179	第4章第2節	2	2)	(2)	⑩		本市職員更衣室・休憩室(男子・女子)	職員男女比は入札公告時に、ご指示いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
137	要求水準書(案)第I編	181	第4章第2節	2	3)	(2)	①		計量回数	「処理対象物及び処理生成物等を搬入及び搬出する車両を計量する。これらの積載重量を正確に計量するために、搬入時と搬出時の2回計量できる計量設備及び動線を確認すること。」と記載がありますが、要求水準書(案)第II編p.15にて「委託収集者は1度計量(搬入時のみ)とし、許可業者、直接搬入者(一般持込)及び1市2村からの搬入は2度計量を基本とすること」と記載があります。どちらを正として計画すればよろしいでしょうか。	運營業務期間中の運用は要求水準書(案)第II編を正とします。
138	要求水準書(案)第I編	181	第4章第2節	2	3)	(2)	①		計量棟	処理対象物や処理生成物等は正確に計量するために、搬入時と搬出時の2回計量を行う、とありますが、資源物ストックヤードや草木ヤードの搬出入車が2回計量する際に、工場棟を複数回周回することを認めていただけますでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、可能な限り効率的な配置を検討願います。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
139	要求水準書(案)第I編	181	第4章第2節	2	3)	(2)	①		計量棟	計量棟は従業者事務室との動線に配慮した計画とすること、とありますが、これは計量棟を従業者事務室(運営事業者事務室)と近接させるという意味でしょうか。そうでない場合、何に配慮すべきかご教示のほどお願い致します。	ご理解のとおりです。	
140	要求水準書(案)第I編	181	第4章第2節	2	3)	(2)	①		計量棟	各ストックヤードの2回計量に対して、工場棟を複数回周回しないようにするためには、計量棟を敷地出入口側に配置する必要があります。その結果、計量棟と事業者事務室が近接しない場合、事業者事務室から計量棟までの往來を安全に行うことを前提に、計量棟と事業者事務室が近接しないことを認めていただけますでしょうか。	事業者事務室から計量棟までの往來を安全に行うことを前提に、ご提案を認めます。	
141	要求水準書(案)第I編	182	第4章第2節	2	3)	(2)	③	ト	a	資源物ストックヤード	効率的な事業敷地利用や景観への配慮を目的に資源物ストックヤードと工場棟の合棟化を事業者提案としてお認めいただけませんか。	ご提案を認めます。
142	要求水準書(案)第I編	182	第4章第2節	2	3)	(2)	③	ト	b	資源物ストックヤード	表4-2にてご提示のある、資源物ストックヤードへの焼却主灰の貯留容量について、飛灰と同様に焼却主灰ピットとの合計で14日分以上、とすることをお認めいただけませんか。	要求水準書(案)のとおりとします。
143	要求水準書(案)第I編	182	第4章第2節	2	3)	(2)	③	ト	f	資源物ストックヤード	プレス製品積載用ジブクレーンを設けること、とありますが、プレス製品がない場合や他の積込手段がある場合は、ジブクレーンを不要としても宜しいでしょうか。	ご提案を認めます。
144	要求水準書(案)第I編	182	第4章第2節	2	3)	(2)	③	ト	g	資源物ストックヤード	スプレー缶穴あけ装置を必要に応じて設置すること、とありますが、適正処理の観点から、要否は貴市にて決めて頂きますようお願い申し上げます。	スプレー缶について、市民に対して内容物を出し切ってから、穴を開けずに捨てていただくようお願いしております。それを前提に適正処理をする上での要否をご提案願います。
145	要求水準書(案)第I編	182	第4章第2節	2	3)	(2)	③	ト	h	資源物ストックヤード	蛍光管用の破砕機を必要に応じて設置すること、とありますが、適正処理の観点から、要否は貴市にて決めて頂きますようお願い申し上げます。	運営事業者が選定する民間業者が受入可能な条件を踏まえ、ご提案願います。なお、蛍光灯について、市民に対して45リットル以内の透明袋に、はみ出さないように入れていただくようお願いしております。(45リットルの袋からはみ出しても回収します)
146	要求水準書(案)第I編	183	第4章第2節	2	3)	(2)	③			表4-2 資源物ストックヤードにおける貯留対象物及び貯留容量一覧	焼却主灰については、ストックヤードで保管するのではなく、工場棟内の灰ピット貯留のみとさせていただきます。	No.98を参照してください。
147	要求水準書(案)第I編	183	第4章第2節	2	3)	(2)	④	へ		草木ヤード	効率的な事業敷地利用や景観への配慮を目的に草木ヤードと工場棟の合棟化を事業者提案としてお認めいただけませんか。	ご提案を認めます。
148	要求水準書(案)第I編	183	第4章第2節	2	3)	(2)	④			草木ヤード	P181(1)付属棟共通計画②では屋根とシャッター設置が記載されていますが、④草木ヤードは屋外式となっているので、適用されないと考えて宜しいでしょうか。	屋根は必須とします。ただし、シャッターは不要です。
149	要求水準書(案)第I編	184	第4章第2節	3	1)	(2)	②			見学者対応	「個別での見学者も職員の付き添いなく自由に見学できるよう、安全な見学ルートを計画すること。」とあります。個別の見学者とは、事前予約を行わず自由に施設見学に来られる方を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書(案)第I編	184	第4章第2節	3	1)	(2)	③			浦添市リサイクルプラザ管理棟の啓発設備について	見学者がいつでも本施設稼働時の映像が見られるように、リサイクルプラザ管理棟でのITV映像については、ライブ映像ではなく、録画映像等のオフライン映像の提供とさせていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
151	要求水準書(案)第I編	187	第4章第2節	4	1)	(3)				基本方針	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)」に準拠して施設を設計するにあたり、大地震に対しては必要な重要度係数を考慮した十分な耐力設計を実施しますが、ごみ焼却施設の構造的特徴であるS/RC/SRCの混合構造、大スパン、不規則な柱スパン/階高構成等を鑑み、過剰設計とならぬよう大地震時の変形検証については除外させて頂いて宜しいでしょうか。	ご提案は認められません。
152	要求水準書(案)第I編	187	第4章第2節	4	2)	(4)				構造計算	「架台柱の設置される層のせん断力係数Ciから設計用せん断力係数を定め、建築基準法に定める地震力を算定して設計すること」とは、架台柱が設置される建築床階のCiをCoとして架台の地震力を算定するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書(案)第I編	187	第4章第2節	4	2)	(6)				構造計算	二次設計時の反力まで考慮して設計を行うべきプラント機器を支持する構造体とはP54の第2章第2節7.地震対策に記載の通り、炉体の支持鉄構(ボイラー支持鉄構、炉体ボイラー鉄骨)と理解して良いでしょうか。	炉体鉄骨、ボイラー鉄骨に加えて、蒸気復水器架構及び排ガス装置支持架構も含まれます。
154	要求水準書(案)第I編	188	第4章第2節	4	2)	(8)				構造計算	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第二号建築物として設計し」とありますが、小規模になる付属棟等については適用外とし、工場棟に適用されると理解してよろしいでしょうか。	付属棟についてはご理解のとおりです。ただし、工場棟及び管理棟については適用対象とします。ただし、「総合耐震計画基準」に示されるII類として設計してください。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
155	要求水準書(案)第I編	188	第4章第2節	4	2)	(8)		構造計算	「施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受け入れが可能な状態であるか確認を行うこと」とありますが、災害発生時に建設事業者として使用可能な状態かどうかを確認(応急危険度判定)することを求める趣旨でしょうか?あるいは実施設計の中で災害時に使用可能な状態かを検証することを求める趣旨でしょうか?後者の場合、どのような災害(地震外力や災害発生の程度)に対して確認を行うのでしょうか。	運営期間中に被災した場合、応急危険度判定ではなく、被災度区分判定を行い受入が可能な状態であるか確認を行うことを目的としています。
156	要求水準書(案)第I編	190	第4章第2節	4	5)	(3)	⑤	内壁	パッカー車の内壁衝突対策について段差付安全地帯やガードポスト設置で代用することで宜しいでしょうか?所定の強度を有する壁構造が必要な場合には、所定の強度についてご教示頂けますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。所定の強度とは、「建築物の構造関係技術基準解説書」に示される”駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針”により、自動車の速度と車両総重量から算出される衝撃力で衝突した時に、部材が終局耐力以内であることとします。
157	要求水準書(案)第I編	192	第4章第2節	6				建物内備品・什器	「その他必要な備品は本市と協議すること。」とありますが、貴市で必要とする備品をご提示いただけませんかでしょうか。	現時点でご提示できる資料はありません。
158	要求水準書(案)第I編	193	第4章第3節	1	4)			アスベスト含有の有無	「アスベストが使用されているかを現地及び設計図書等にて確認し、必要に応じて定性調査を実施すること。」とありますが、解体対象物の図書をご提示していただけないでしょうか。また、定性調査の対象をご教示ください。	解体対象物の図書は、ご提示できるものがございません。なお、目視調査及び書類調査にてアスベスト含有の有無が明らかにならなかった対象物の代表部位を採取し、定性分析を行ってください。
159	要求水準書(案)第I編	193	第4章第3節	1	5)			PCB含有物の保管について	「～処理するまでの間、本市の指示する場所に保管する」とありますが、保管場所は事業実施区域内もしくは既設工場敷地内を想定してよろしいでしょうか。また、保管方法については簡易的なものを想定していますでしょうか。	保管場所はご理解のとおりです。保管方法については、法令を遵守した適切な方法をご提案願います。
160	要求水準書(案)第I編	193	第4章第3節	1	7)			既存工作物撤去工事	解体された撤去材のうちコンクリートガラについては、現場内で破碎して再生材と同等の品質としたうえで一時保管し、建設現場内の仮設道路等の材料として再利用が可能と考えてよろしいでしょうか。	アスベスト含有等がなく、再生材と同等の品質を確保できる場合は、ご提案を認めます。
161	要求水準書(案)第I編	194	第4章第3節	2	4)			解体・撤去対象物の明確化	解体・撤去物のうち、「倉庫」の内容物はないものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書(案)第I編	194	第4章第3節	2	13)			解体・撤去対象物の明確化	解体・撤去物のうち、「その他不要物」の具体的な内容をご教示ください。	今後開催予定の現地見学会にてご確認願います。
163	要求水準書(案)第I編	194	第4章第3節	2	13)			解体・撤去対象物の明確化	敷地内の既存物撤去工事に伴い、場内の刈った雑草や伐採した樹木等の可燃物については、隣接する既存焼却施設に持ち込み処分が可能と考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価書と整合を図り、伐採した樹木は、原則として資源化してください。雑草については、資源化又は適正処分をしてください。伐採した樹木の資源化や雑草の資源化又は適正処分に係る費用は、事業者の負担とします。
164	要求水準書(案)第I編	195	第4章第4節	2	1)	(6)		構内道路	「事業実施区域内において車両等が通行する車路を設ける場合の車路勾配は5%以下とすること。」とありますが、P61に記載のランプウェイの勾配と同じ10%以下としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
165	要求水準書(案)第I編	196	第4章第4節	2	3)			構内排水	雨水排水設計降雨強度については本項目記載の規定に従って設定すれば、第1章 総則 第1節 計画概要 7.立地条件 2)気象条件 最大降水量に記載の数値は考慮しなくて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書(案)第I編	196	第4章第4節	2	4)	(2)		植栽・芝張	「既存樹木の保全及び調和に配慮した緑化計画とすること。」とありますが、既存樹木については、配置計画上新施設の緑地となる部分において、現存する樹木を可能な限り有効利用するとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本施設の緑地となる部分に配置するなど、既存樹木は施設内移設を原則とします。詳細は環境影響評価書をご確認の上、整合を図るよう留意してください。
167	要求水準書(案)第I編	199	第4章第5節	2	1)			空気調和設備工事	温度条件の内、機器設計点として用いる外気条件は、第1章 総則 第1節 計画概要 7.立地条件 2)気象条件 気温に記載の最高・最低気温の数値ではなく、統計データに基づく建設事業者提案で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)第I編 第1章 表4-7 を満足できるのであれば、ご提案を認めます。
168	要求水準書(案)第I編	199	第4章第5節	3	4)			換気設備工事	工場棟炉室の換気について、外気温+10℃に抑える際の外気温は第1章 総則 第1節 計画概要 7.立地条件 2)気象条件 気温に記載の最高気温の数値ではなく、統計データに基づく建設事業者提案で宜しいでしょうか。	炉室内設置の計器類や盤類の温度条件を担保できるのであれば、ご提案を認めます。
169	要求水準書(案)第I編	200	第4章第5節	3	12)			換気設備工事	換気設備にフィルタを設ける場合について、騒音規制値が守れる場合には、消音チャンパー設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご提案を認めます。
170	要求水準書(案)第I編	201	第4章第5節	8	2)			エレベーター設備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる」とは最寄階に自動停止し乗客を避難させる機能という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書(案)第I編	203	第4章第6節	5	2)	(5)	③	電話・通信設備工事	ファクシミリを設置位置によって簡易型携帯電話システム(PHS)を併用、とはどういう意味でしょうか。	見出し番号設定の間違いです。「③ファクシミリ、④設置位置・・・」と読み替えてください。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
172	要求水準書(案)第I編	203	第4章第6節	5	3)		無線通信設備工事	PHSに関して、端末の製造が終了となり今後の納品や修理等に支障を来すと考えられますのでご一考願います。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
173	要求水準書(案)第II編	1	第1章第1節	6			運営事業者の業務範囲	運営事業者の業務内容を定義いただいておりますが、運営・維持管理業務を履行するにあたり、運営事業者から、協力会社などへ、業務の一部(特殊な業務や専門性の高い業務)を再委託することはお認めいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	法令等の範囲内(本市への事前承諾も含む)において、再委託することは可能です。
174	要求水準書(案)第II編	2	第1章第2節	1			計画年間ごみ処理量	第I編を参照となっておりますが、第I編には経年変化として添付資料12「計画ごみ処理量等(参考)」が添付されております。本添付資料はタイトルどおり参考資料であり、20年間の運営事業費積算には、計画目標年度のごみ処理量合計47,336t/年を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
175	要求水準書(案)第II編	7	第1章第3節	15			保険	運営事業者は必要な保険に加入すること、とありますが、貴市が想定されている保険の種類についてご教示いただけないでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
176	要求水準書(案)第II編	7	第1章第3節	17			災害発生時の協力	「計画搬入量を超える多量の…、運営事業者はその処理・処分に協力すること」とありますが、本件に係る費用は別途精算いただけると理解してよろしいでしょうか。また、災害廃棄物の発生量(t/年)について想定値がありましたらご教示ください。	ご理解のとおり、本件に係る費用は別途精算とします。現時点では、災害廃棄物の発生量の想定を示せる資料はございません。
177	要求水準書(案)第II編	8	第1章第4節	4	1)	(1)	本業務期間終了時の引渡条件	事業終了時、貴市は運営事業者の財産(備品等)の買取を行わない、とありますが、3Rの観点から、運営事業者から貴市への引渡は可能でしょうか。	無償による引渡は可能とします。
178	要求水準書(案)第II編	8	第1章第4節	4	1)	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件	令和30年度(運営開始後20年目)に配管類の配管肉厚検査を実施し、本業務期間終了後3年間の継続使用に支障のない状態で引渡すこと。との記載がございますが、休炉時に点検することを考えると全数は現実的ではないと考えております。肉厚検査の対象配管は、事業者からの実施時期及び検査内容等の提案にて、貴市と協議して決定すると考えてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
179	要求水準書(案)第II編	9	第1章第4節	4	2)	(2)	本業務期間終了時の引渡条件	「本業務期間終了後従前の補修等を実施することにより、3年間の継続使用に支障のない状態であること」とありますが、事業終了後の引渡し条件については「契約に関するガイドライン-PFI業契約における留意事項について-2-4-3_施設の契約不適合」では1年と規定されております。更に類似案件での事業終了時の引渡し条件についても1年としている例が多いため、左記と同等の1年としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
180	要求水準書(案)第II編	9	第1章第4節	4	2)	(2)	プラントに関する項目	運営開始後18年目に主要な設備機器に関する協議を貴市と実施するとの記載がございますが、貴施設の長期稼働を前提に運営事業期間内での補修・更新を鑑み、協議開始時期を貴市と協議の上、前倒しすることは可能でしょうか。	前倒しすることは可能です。
181	要求水準書(案)第II編	9	第1章第4節	4	2)	(3)	プラントに関する項目	本業務期間終了後3年以内に主要な設備機器等の改修工事(通常の運営により生じる補修や交換等は除く。)が必要となった場合、建設事業者及び運営事業者の責任と費用負担で必要な改修等を速やかに実施し、通常の運営に支障を来さないようにすること。との記載がございますが、建設事業者は保証期間も切れており負担を追う責任はないと考えます。運営事業者も本業務内にて精密機能検査を貴市立会のもとで6年目、12年目、18年目にも実施した上で引渡しとすることとなっており、業務期間終了後にはSPCも実態がなくなっている可能性もございます。建設事業者及び運営事業者の責任と費用負担での改修の記載は削除頂けますようお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
182	要求水準書(案)第II編	9	第1章第4節	4	2)	(6)	本業務期間終了時の引渡条件	次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うこと、とありますが、係る教育は運営事業者の運営期間内に実施する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書(案)第II編	9	第1章第4節	4	2)	(6)	プラントに関する項目	次期運営事業者に対しての3ヶ月間の運転教育は、本運営事業期間内に実施するとの理解で宜しいでしょうか。	No. 182を参照してください。
184	要求水準書(案)第II編	11	第2章第2節	3)			運営・維持管理必要資格	表2-1に運営・維持管理必要資格(参考)を例示いただいておりますが、係る業務を再委託する場合、その再委託先が当該資格を保有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。(例:電気主任技術者に自家用電気工作物点検を依頼する場合)	ご理解のとおりです。ただし、運営開始後2年目までは、特別目的会社の人員から廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者を配置するものとします。
185	要求水準書(案)第II編	11	第2章第2節	3)			有資格者の配置	クレーン運転士とありますが、提案によるクレーンが特別教育で運転条件を満たす場合、当該教育にて条件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書(案)第II編	11	第2章第2節	表2-1			運営・維持管理必要資格(参考)	本表に記載されている資格の種類の内、エネルギー管理員の配置は法的に必要な場合に配置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
187	要求水準書(案)第Ⅱ編	14	第4章第1節					本施設の運転管理	本業務期間を通じて発電量及び売電量が多くなるように努めるとの記載がございますが、売電量を多く確保することを最優先させるとの理解で宜しいでしょうか。	余剰電力量（売電量及びリサイクルプラザへの供給電力量の合計）を多く確保することを最優先するものとします。
188	要求水準書(案)第Ⅱ編	14	第4章第5節	1	2)			受付管理	「直接搬入者（一般持込）は、本市が事前受付を実施する」とあります。本施設へは、事前受付を行った直接搬入者のみが来場されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事前受付を行っていない直接搬入者（一般持込）が来場した場合、運営事業者がその方に対して事前予約を行ってから再来場するように通知するものとします。
189	要求水準書(案)第Ⅱ編	14	第4章第5節	1	2)			受付管理	受付は、安全かつ効率的に行うこと。なお、直接搬入者（一般持込）は、本市が事前受付を実施する。との記載がございますが、 ①貴市が行う事前受付に関しては本施設外にて手続きされると考えてよろしいでしょうか。 ②計量棟での対応については、事前に受付済の搬入券等を計量員に渡してその内容を確認すると考えてよろしいでしょうか。	事前受付は本施設内の本市職員事務室にて「申込み」のみとし、実際の料金の支払いは、市民が施設に直販ごみを持ってきて、2回計量後に本施設内の計量棟で行います。なお、計量棟では、事前受付した受付票の氏名・搬入時間を確認し、ごみ搬入する場所で受付票を見ながら市民のごみ出しを指導します。
190	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	3)			受付管理	許可業者、直接搬入者及び1市2村からの搬入は2度計量を基本とすることとの記載がございますが、1度計量の委託収集者、2度計量の許可業者及び直接搬入者以外の「1市2村からの搬入」とは具体的に何を搬入するかご教示願います。	市役所（村役場）や自治会等から出てくるボランティアごみ等を想定しています。
191	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	4) 5)			受付管理	委託収集者に対して、入口用計量機での計量時に伝票を発行することを基本とする、直接搬入者（一般持込）に対して、出口用計量機での計量時に料金徴収を行うことを基本とするとの記載がございますが、許可業者について記載がありません。 ①許可業者の伝票の発行については、出口用計量機で行うことによろしいでしょうか。 ②料金収集については後納と考えるとよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	5)			受付管理	「直接搬入者（一般持込）に対して、出口用計量機での計量時に料金徴収を行うことを基本とするが、…」とあります。燃やせるごみ・燃やせないごみ、粗大ごみ等のごみ種ごとの単位重量あたりのごみ処理手数料は全て一律と考えるとよろしいでしょうか。	現時点では未定です。
193	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	7)			受付管理	「混在ごみを搬入する車両に対し、1市2村それぞれの分別方法によるごみの種類毎に小型計量機等にて計量すること」と記載がございますが、1市2村で分別方法が異なりますが、今後統一する予定はございますでしょうか。	統一するように調整中です。
194	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	7)			受付管理	運営事業者は、混載ごみを搬入する車両に対し、1市2村それぞれの分別方法によるごみの種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害・危険ごみ）毎に小型計量機等にて個別に計量すること。との記載がございますが、 ①混載ごみの搬入の対象は許可及び直接搬入車ということによろしいでしょうか。 ②小型計量機で計量した場合は計量帳票に反映させるとの理解でよろしいでしょうか。 ③直接搬入者は他自治体様での受入実績から複数種類のごみを持ち込まれると想定されます。小型計量機で複数回（最大4種類）計量をするには時間がかかりかかり、市・村民の方の不満や渋滞の発生が起こればと考えます。このことから持込みごみの一番多くを占めるものをごみ種として設定し、小型計量機を使用しないことをご検討頂けないでしょうか。 （荷下ろししたごみ種別毎の仕訳は運営事業者にて行います。）	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③ご提案を認めます。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
195	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	1	9)			受付管理	運営事業者は、小動物の死骸（路上で死亡していた小動物及び直接持ち込まれたペット等）の受付を行い、処理を行うまで適切に保存すること。と記載がございますが、 ①計量棟での受付の具体的な内容をご教示お願い致します。 ②P16 第6節の6)で搬入・荷下ろしまでは搬入者が実施すると記載がございますが、段ボール等に入った小動物を保冷庫前に荷下ろしするまでが搬入者との理解でよろしいでしょうか。	①搬入者（浦添市、中城村、北中城村）、種別（犬、猫など）、小型・大型及び頭数の記録並びに重さの計量です。 ②ご理解のとおりです。
196	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	4				ごみ処分手数料	直接搬入者の利便性向上を目的に、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。 可能な場合、決済手数料としてカード会社及びカードサービス代行会社に徴収料金の2～3%が自動的に引き落とされ、貴市に納入される徴収金額が減額されることとなりますが、許容いただくことは可能でしょうか。	現時点での回答は差し控えます。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
197	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	4					ごみ処分手数料の徴収など	運営事業者は、ごみ処分手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で収納すること。収納した料金については、本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。と記載がございますが、手数料の支払いは現金のみを想定されておりますでしょうか。また、キャッシュレス決済を事業者が提案した場合、クレジットカード等の手数料は貴市にてご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 196を参照してください。
198	要求水準書(案)第Ⅱ編	15	第4章第5節	4					ごみ処分手数料の徴収など	第Ⅰ編で計量機は最小目盛10kg単位、小型計量機は500g単位となっておりますが、想定されている料金徴収重量単位とごみ種別毎の料金設定があるかどうか、徴収金額の想定についてご教示お願い致します。(例:10kgごとに100円<ごみ種別設定なし>等)	徴収金額については検討中ですが、ごみ種別毎の料金設定は行わない予定です。
199	要求水準書(案)第Ⅱ編	16	第4章第5節	5	1)				処理対象物の受付	年始(1月1日~1月3日)のうち1日(年始と日曜日が連続する場合2日)は受入れを実施する。と記載がございますが、直接搬入者(一般持込)も同様に搬入されるということでしょうか。	許可業者による搬入を想定しています。直接搬入者(一般持込)の搬入は行わない予定です。
200	要求水準書(案)第Ⅱ編	16	第4章第6節	3)					搬入検査	「運営事業者は、展開検査…を実施すること。…また、運営事業者は、本市が行う展開検査等に協力すること」とあります。展開検査には、運営事業者が実施するものと、貴市が実施するものの2種類があるとの理解でよろしいでしょうか。またその場合には、貴市が実施する展開検査の実施頻度(一月あたりの実施頻度、一回あたりの実施台数)について、想定値があれば、ご教示ください。	ご理解のとおり、展開検査には、運営事業者が実施するものと、本市が実施するものの2種類があります。このうち、本市の実施頻度は未定です。
201	要求水準書(案)第Ⅱ編	16	第4章第6節	4)					搬入管理	1市2村が持込み仮置きする処理不適物は、1市2村それぞれが処理することとする。と記載がございますが、運営事業者は処理不適物の仮置場において1市2村ごとに分けて管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書(案)第Ⅱ編	17	第4章第8節	3)					処理生成物の資源化先	「運営事業者は、処理生成物の資源化先を毎年9月までに本市へ複数箇所提案する」とありますが、貴市が処理生成物の資源化先を検討するために、運営事業者が把握する全国の資源化先の状況を整理・紹介するという趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書(案)第Ⅱ編	17	第4章第8節	4)					適正処理・適正運転	小型家電については、必要に応じて、リチウムイオン電池を手選別すること。とのご要求ですが、 ①認定事業者へ引き渡す場合はリチウムイオン電池の手選別は不要と考えてよろしいでしょうか。 ②リサイクル認定事業者へ引き渡すことが困難な場合は、本施設で適正に処理することとありますが、手選別の要否は事業者が判断するものと理解してよろしいでしょうか。(中にはリチウムイオン電池を分解できないものも想定されるため。)	①運営事業者が選定する認定事業者の受入条件に合わせてください。 ②ご理解のとおりです。ただし、リチウムイオン電池の手選別を行わない場合は、十分な危険防止対策を行ってください。
204	要求水準書(案)第Ⅱ編	17	第4章第8節	4) 6) 7)					適正処理・適正運転	4)小型家電については、原則として運営事業者がリサイクル認定事業者を選定 6)有害・危険ごみ(ライター及びスプレー缶を除く)については、運営事業者の責任で適切に資源化又は処理を行うことができる民間業者を選定 7)運営事業者が小型家電、有害・危険ごみ及びリチウムイオン電池をリサイクル認定事業者又は民間業者に引き渡す場合、本市、運営事業者及び当該リサイクル認定事業者又は民間業者との三者契約の締結を予定している。との記載がございますが、沖縄県には小型家電リサイクル認定事業者が1社しかない状況であり、他のリサイクル品も沖縄県内での事業者は限られており運営期間20年の契約は困難であると想定されます。有害・危険ごみのスプレー缶も含め運営業務範囲外とし、貴市にて契約頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
205	要求水準書(案)第Ⅱ編	18	第4章第12節	1)					有価物の売却	運営事業者は、有価物(破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。)を適正に管理、保管し、民間業者に引き渡すこと。なお、有価物を引き渡す民間業者については、運営事業者が選定し、契約すること。との記載がございますが、長期の運営期間における価格変動や要求水準書に記載ある逆有償となることも考えられるため、貴市にて契約頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
206	要求水準書(案)第Ⅱ編	25	第6章第3節	4)					表6-1 本業務期間中の測定項目	作業環境中のダイオキシン類濃度測定について、注釈に「※2 最低1回は実測定とする。」とあります。実測定には粉じん濃度のみを測定し、D値を用いて換算する測定方法は含まれないという理解でよろしいでしょうか。また、実測定の実施頻度は年間最低1回以上実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、実測定にはD値を用いて換算する測定方法は含まれません。また、実測定の実施頻度についてもご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
207	要求水準書(案)第Ⅱ編	25	第6章第3節	表6-1					本業務期間中の測定項目 破碎後の鉄類、アルミ類	純度、回収率が1回/月となっておりますが、 ①純度計測の回数について1回/月が非常に多いので年1-2回程度に見直しをお願いできませんでしょうか。 ②回収率ですが、どのような方法で算出されることを想定しているかご教示お願い致します。尚、厳密な計測を毎月行うことは運営に支障をきたす可能性が高いと考えております。	①ご意見として承ります。詳細は入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。 ②引渡性能試験に準ずるものとします。
208	要求水準書(案)第Ⅱ編	25	第6章第3節	表6-1					本業務期間中の測定項目 排水	表6-1において、排水の測定を実施することとなっておりますが、第I編 第1章 第6節 表1-27及び表1-28(P31-34)において、排水の性能試験確認方法には排水についての記載がございませんので、各項目の測定方法についてご教示願います。 また、排水についても引渡性能試験で確認した上で運営を開始するとの認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。 なお、排水については、引渡性能試験で確認した上で運営を開始してください。
209	要求水準書(案)第Ⅱ編	29	第7章第7節						事業継続計画	「本施設の従業者が施設内に待機する場合に備え、備蓄品の防災備蓄期間と備蓄量に関する規定を設けること。」とあります。防災備蓄品の量を検討する上で、本施設外からの避難者を想定する必要性の有無についてご教示ください。 想定する必要がある場合は、避難者の想定人数をご教示ください。	本施設は指定避難場所としないことから、本施設外からの避難者は想定していないため、本施設外からの避難者用の防災備蓄品は不要です。ただし、災害発生時において事業実施区域内に見学者や搬入者がいる場合は、見学者や搬入者が一時的に本施設内に避難できるように対応してください。
210	要求水準書(案)第Ⅱ編	30	第8章第6節						想定来場者数	本施設の想定来場者数について、以下の想定値をご教示ください。 ①月毎の団体見学者数 ②月毎の個人見学者数 想定されていない場合には、上記2項目の、過去5年分程度の実績値をご教示ください。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
211	要求水準書(案)第Ⅱ編	30	第8章第6節	1)					見学者対応	見学者対応の受付時間及び受付曜日について、ご教示ください。	原則として、浦添市役所の開庁時間及び開庁日を想定しておりますが、詳細は本市と事業者で協議の上、決定することとします。
212	要求水準書(案)第Ⅱ編	30	第8章第6節	1)					見学者対応	「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、…」とあります。見学の事前受付に対する対応についても運営事業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。 その場合、事前受付の受付方法については運営事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、見学の事前受付は運営事業者の所掌です。 また、事前受付の受付方法はご提案願います。
213	要求水準書(案)第Ⅱ編	31	第8章第7節	2)					売電に係るアンシラリー料金	「売電によって得られた収益は、すべて浦添市に帰属するものとする」とあります。アンシラリーサービス料金の負担についても、貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、アンシラリーサービス料金は市の負担とします。
214	要求水準書(案)添付資料2								電気及び電話の引込位置(想定)	要求水準書(案) (第I編) P117第12節電気設備1. 共通事項に特別高圧ケーブル引き込み取り合い点は事業実施区域の東側と記載ありますが、添付資料2では西側に見られます。正しい引込位置をご教示願います。	No. 102を参照してください。
215	要求水準書(案)添付資料10	7							環境影響評価書のあらまし 環境保全措置 施設等の存在及び供用(供用時)	廃棄物運搬車両は、ごみ搬入後に場内の洗車場において洗車を義務づけ、悪臭を防止します。との記載がございますが、 ①ごみ搬入後の洗車の定義は、1日に何度も搬入する場合も、1日の搬入終了時に洗車するとの認識で宜しいでしょうか。 ②対象車は要求水準書(案) (第I編) P14の収集車両147台/日のうち可燃を運搬する車両と考えてよろしいでしょうか。その対象台数について想定台数をご教示お願い致します。 ③現状既設での1台あたりの洗車水量を参考までにご教示お願い致します。	①原則はご理解のとおりです。ただし、収集中等において汚れ等が発生した場合は搬入の業務の途中であっても洗車することが想定されます。 ②対象は可燃だけでなく、不燃ごみ、粗大ごみ、有害危険ごみも含むため、対象台数は147台(ダブリあり)になります。 ③既存施設の1台あたりの洗車水量については、ご提示できる資料はありません。なお、現状、既存施設では、1日あたりの洗車水量として2~3㎡を使用しています。
216	要求水準書(案)添付資料12								計画ごみ処理量等(参考)	ごみの搬入量について、月変動係数をご教示ください。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
217	要求水準書(案)添付資料13								小動物焼却年集計(過去5年分)	添付資料13にて、小型・大型の各受入実績をご提示いただいています。下記について、追加でご教示ください。 ・小型、大型の平均的な重量と寸法 ・大型の最大重量と寸法	ご提示できる資料はありません。
218	要求水準書(案)添付資料14-1								ごみ分別資料(浦添市)	P7でコンクリートブロック及びコンクリート片が粗大ごみと分類されておりますが、破碎機で破碎処理をすることを考えてよろしいでしょうか。	本市としては、破碎せずにストックヤード等へ保管し、再資源化事業者への引渡を想定しております。 詳細は、入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
219	要求水準書(案)添付資料15			浦添市リサイクルプラザの使用電力量(参考)	貴市リサイクルプラザへの給電量について、要求水準書添付資料15にて5年間の使用電力量をご提示いただいておりますが、年間売電量に対する各社公正な比較のために、貴市リサイクルプラザへの年間給電量をご指定いただけないでしょうか。 たとえば、年間給電量は5年間の平均値である約246,000kWh/年として考慮し、年間売電量の提案値をお示しするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、リサイクルプラザの年間給電量は、246,000kWh/年を基準として想定してください。詳細については入札公告時の入札説明書等を参照してください。
220	要求水準書(案)添付資料15			浦添市リサイクルプラザの使用電力量(参考)	貴市リサイクルプラザの設備容量確認のため、使用電力量の月報データのご提供をお願いいたします。	入札公告時に公表予定の入札説明書等をご確認ください。
221	要求水準書(案)添付資料15			浦添市リサイクルプラザ使用電力量(参考)	浦添市リサイクルプラザ使用電力量について、時間帯別の使用電力量をご教示下さい。(休館日と開館日で使用電力が異なる場合は、それぞれご教示下さい)	ご提示できる資料はありません。
222	要求水準書(案)添付資料18			浦添市クリーンセンターの運転期間について	新クリーンセンターの受電以降の試運転期間と、貴市クリーンセンターの運転期間が重複する場合、電力会社様が「1構内をなすものは1需要場所とし1契約」とご判断されると、貴市クリーンセンター、貴市リサイクルプラザ、新クリーンセンターの各々が電力会社様から受電することが不可と推測いたしますが、電力会社と協議済みという理解でよろしいでしょうか。	本施設、既存施設、リサイクルプラザ全てを合わせ、1回線引き込みとなります。
223	要求水準書(案)添付資料18			既存施設側の車両動線及び接続位置	敷地全体の配置を考慮して、既存施設側との接続位置を添付資料18の水色矢印部の位置(下図参照)に移動させた提案を認めていただけないでしょうか。 	No. 36の回答③を参照してください。
224	要求水準書(案)添付資料18			既存施設側の車両動線及び接続位置	既存施設側から往来される管理棟利用者と搬入車の動線分離を目的として、添付資料18の水色矢印部の位置(No. 223質問内容の図参照)に既存施設との接続位置を2カ所設ける提案を認めていただけないでしょうか。	No. 36の回答③を参照してください。